

平成30年度 介護保険料納入通知書の送付について

平成30年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料納入通知書』をお送りいたします。

平成30年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。

平成30年度年額保険料については裏面をご覧ください。

◆◆保険料の納め方◆◆

6月に通知しましたが、あなたの徴収方法は8月からは特別徴収（年金からの天引き）に変わり、年金支給額から2ヶ月分の保険料が天引きとなります。

7月分については、同封の納付書により納めていただきます。（口座振替の方は指定の口座から月末に引き落としになります）

※普通徴収から特別徴収への切り替わりに際しましては、特に手続きはございません。

※今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等により、暫定賦課（4月～6月分）と本算定（7月～3月分）の保険料の段階が変わる場合があります。

※納めていただく年額保険料の納期ごとの100円未満の端数は、7月に合算します。

※平成31年の4月・6月・8月の年金天引き額（仮徴収）は、2月の天引き額と同額となります。つきましては、次回から仮徴収の通知（4月）は行いませんのでご承知ください。（金額等変更になる場合は別途通知します）

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料納入通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方（ハガキ右側）

平成30年度 介護保険料 特別徴収本徴収額算定の基礎

通知書番号		世帯コード	
被保険者氏名			
生年月日		性別	
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金			
期 間		月 数	所得段階区分
			(D)
保 険 料 年 額	保 険 料 算 出 額	保 険 料 額	
円	円	円	
普通徴収で納付する額			
円			
仮 徴 収 額		本 徴 収 額	
年金支払月	保 険 料 額	年金支払月	保 険 料 額
4月	円	10月	(E) 円
6月	円	12月	(E) 円
8月	(E) 円	2月	(E) 円

(A)特別徴収で天引きをする年金の名称です。

(B)納付書または、口座振替により納めていただく保険料額です。

※口座振替の方は裏面で振替日をご確認ください。

(C)今年度の年額保険料です。

● 年額保険料が (C) 円に決定しました

(D)あなたの保険料段階になります。

(E)年金支給月にこの保険料額(2ヶ月分)を年金から天引きします。

※平成31年4・6・8月の天引き額は2月の天引き保険料額と同額になります。

平成24年度の仮徴収額の通知（4月）はしません。

【平成30年度 年額保険料】(平成27~29年度の各段階の年額保険料と変わりません)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額		
本人	世帯					
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方 前年の合計所得金額から、 控除した金額に係る雑所得を 課税した金額と 前年の合計所得金額と 前年の合計所得金額と 前年の合計所得金額と	第1段階 (基準額×0.40)	25,680円		
			○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.65)	41,730円	
			○○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.70)	44,940円	
	● 課税	● 課税	前年の合計所得金額	○○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円
				○● 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円
				●● 80万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円
				●● 80万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円
				●● 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円
				●● 200万円以上300万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円
				●● 300万円以上400万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円
●● 400万円以上600万円未満の方	第11段階 (基準額×1.90)	121,980円				
●● 600万円以上1,000万円未満の方	第12段階 (基準額×2.05)	131,610円				
●● 1,000万円以上1,500万円未満の方	第13段階 (基準額×2.20)	141,240円				
●● 1,500万円以上の方	第14段階 (基準額×2.35)	150,870円				

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

【平成30年度 介護保険料口座振替日】 ※ 普通徴収で口座振替のお申し込みをされている方

期	口座振替日	期	口座振替日
第1期 (4月)	平成30年05月01日 (火)	第7期 (10月)	平成30年10月31日 (水)
第2期 (5月)	平成30年05月31日 (木)	第8期 (11月)	平成30年11月30日 (金)
第3期 (6月)	平成30年07月02日 (月)	第9期 (12月)	平成30年12月25日 (火)
第4期 (7月)	平成30年07月31日 (火)	第10期 (1月)	平成31年01月31日 (木)
第5期 (8月)	平成30年08月31日 (金)	第11期 (2月)	平成31年02月28日 (木)
第6期 (9月)	平成30年10月01日 (月)	第12期 (3月)	平成31年04月01日 (月)